



平成 19 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社
(コード番号3843：東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代 表 者 代表取締役社長 石田 宏樹
問 合 せ 先 代表取締役副社長 田中 伸明
電 話 番 号 03-5459-0522 (代 表)
(URL <http://www.freebit.com/>)

株式会社ドリーム・トレイン・インターネット株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット（未上場 以下「DTI」又は「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

当社は、DTIを完全子会社化することを目的として、DTI発行済株式の全ての取得を目指した公開買付けを実施いたします。

DTIは、本日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、取締役5名全員一致で、本公開買付けに賛同するとともに、同社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っております。

また、本公開買付けにあたっては、当社は対象者の筆頭株主である東京電力株式会社（以下「東京電力」といいます。）との間で、平成19年7月25日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、同契約に基づき同社の保有する対象者株式45,844株（発行済株式総数の96.19%）の全てについて、原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

詳細を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けによる完全子会社化の目的

当社は、「Being The NET Frontier!（インターネットを広げ、社会に貢献する）」という企業理念に基づき、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発、大規模システムの運用といった技術力を背景に、ISP事業者やインターネットを事業に活用したいと考えている機器メーカー、IT企業等に対してインターネットビジネス支援事業を行っております。

対象者は、インターネット草創期の平成7年に三菱電機株式会社の関連会社として設立され、高品質なインターネット接続サービスと手厚いサポートを特徴として顧客満足度の高い事業者として独自のポジションを築いてきました。また、昨今では、東京電力グループとして、東京電力の光ファイバー事業と積極的な連携を行い、光ファイバーユーザーを順調に獲得しております。

当社及び対象者が属するインターネット関連市場は、インターネット接続のブロードバンド化が進み、中でも光ファイバーでの接続利用者が平成19年3月末時点で契約数約880万契約（FTTHアクセスサービス（光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス）契約数。「ブロードバンドサービス等の契約数」平成19年6月7日 総務省報道資料）と増大いたしました。

また、携帯通信において、データ通信を重視する新事業者の参入等があり、移動通信と固定通信の融合など、ユビキタスネットワーク時代に向けたインフラが急速に進化する中で、ネットワーク接続が可能なデジタル家電やブロードバンドコンテンツ等の需要や重要性がますます高まってきており、ユーザー数の拡大に向けたサービス競争が新たな局面を迎えております。

当社は、こうした市場環境の変化を踏まえ、ユビキタスネットワーク社会に必要な技術及びサービスの開発を進め、それらを用いて新たな成長を実現するための計画である中期経営ビジョン「SiLK VISION 2010」を策定しております。その計画の中心となるものとして、ユビキタスネットワーク技術を活かして ISP が様々なネットワークサービスの媒介役となる「Ubiquitous HUB」構想があり、既存 ISP 事業者への資本参加又は買収により現在までの「黒子」としての存在だけでなく、自ら顧客を持つ ISP 事業を営むことで、従来の ISP 事業者の概念を変革する新世代 ISP の事業領域を確立する計画を進めております。既にその計画の第一弾として本年6月に株式会社ライブドアの livedoor 接続サービス事業を会社分割により取得しております。本公開買付けも、当戦略の一環として位置づけられています。

一方対象者は、光ファイバーでの接続サービスが市場において普及期にシフトしており、これまでの高い顧客満足度に立脚したブランド力を活かして事業を拡大する好機にあり、通信会社系列や電機メーカー系列の大手 ISP 事業者等との激しい競争環境において、継続的に事業を拡大して行く為には新たな差別化戦略を含めた成長戦略が必要な状況となっております。

このような環境の下、当社は、対象者の発行済株式総数の 96.19%を保有する筆頭株主である東京電力との間で、当社の 200 を越える ISP の支援ノウハウなどを生かし、対象者の企業価値向上策について検討を重ねるとともに、当社と対象者との間の事業提携及び資本提携について慎重に協議・検討を重ねて参りました。

当社は、本公開買付けを経て、対象者が当社グループに加わることにより、当社の持つユビキタスネットワーク関連技術である「Emotion Link」をはじめとする独自技術を利用した新ユビキタスサービスを対象者が有するユーザーに直接かつ速やかに提供することが可能となり、事業の進捗スピードが上がり事業拡大並びに社会のユビキタス化に貢献できます。また、対象者は、先進的なサービスをいち早く低コストで開始することで競合他社との差別化を図ることができると同時に接続サービス以外の収入が得られることとなります。このように両者が持つ経営資源を相互補完的に活用することにより、当社の「Being The NET Frontier! (インターネットを広げ、社会に貢献する)」という企業理念の実現につながるとともに、対象者は新世代 ISP 「Ubiquitous HUB」の先駆者としての地位確立を目指すことが可能になります。

当社経営陣は、対象者の平成7年の設立時から事業の立ち上げに携わり、執行役員や取締役を歴任し経営全般に関与した経験を持ち、平成12年に当社を設立するに際しては対象者での事業経験をベースとしながらも対象者とは直接競合しない事業の立ち上げを目指し、ISP事業者等に対して技術やサービスを水平展開する事業を構築しました。一方、対象者は、インターネット接続サービス等を直接エンドユーザーに提供するISP事業者として垂直統合的な事業を展開してきました。このように事業の展開手法は違うものの両者は極めて類似するリソースを保有していることから、当社が、対象者を完全子会社化しリソースを共有することは、対象者の既存事業の強化に直接寄与し、また当社のノウハウが役立つ機会が拡大することになります。

このような方針により、当社は、両者の協働は双方の企業価値向上に資するものであると判断し、対象者の発行済株式の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することといたしました。本公開買付けの実施により、当社は対象者を連結子会社化することで、高いシナジー効果の発揮を目指すものであり、双方の持つ事業優位性を活用することで、より一層の事業拡大が可能となるものと考えております。



なお、本公開買付けについては、平成19年7月25日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

また、本公開買付けにおける買付価格である1株あたり117,000円は、フィナンシャルアドバイザーである大和証券エスエムビーシー株式会社による「株主資本価値算定書」を参考に、当社と対象者との協働によるシナジー効果、対象者に対して行ったデュール・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の筆頭株主である東京電力との交渉を踏まえ、総合的に勘案したものです。

本公開買付けにあたっては、当社は対象者の筆頭株主である東京電力との間で、平成19年7月25日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、同契約に基づき同社の保有する対象者株式45,844株（発行済株式総数の96.19%）の全てについて、原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。もっとも、東京電力の表明及び保証の重大な違反となる事実が発生した場合、東京電力が同契約に定める義務に重大な違反を侵した場合、対象者及びその子会社の事業及び資産に重大な悪影響が生じた場合、対象者の賛同表明が撤回された場合等一定の事由が発生若しくは判明した場合には、東京電力は、本公開買付けに応募しないか又は本公開買付けに係る契約を解除する義務を負うことがあり、この場合には、本公開買付けは買付け等の条件を満たさないこととなります。

なお、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限は設定しておりません。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が、買付予定数（45,844株）に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、かかる条件が満たされない場合には、本公開買付けは不成立となります。

当社は、本公開買付け成立後において当社と対象者との間で緊密かつ友好的な協力関係の構築を図り、両社の事業を展開していく観点から、本公開買付けの成立を条件とし、主として以下の取り組みを実施する予定です。

- ① 当社技術を取り入れ、新世代ISPを目指す「Ubiquitous HUB」プロジェクトの実施
- ② 本公開買付け後最初に開催される対象者の株主総会において、当社から過半数以上の取締役の派遣、監査役全員の派遣を行います。なお、対象者の現在の取締役及び監査役については、原則として、かかる株主総会の最終時をもって退任することが予定されております。
- ③ 対象者の代表取締役は、当社が指名する者が就任予定です。

本公開買付けが成立した場合、当社は、対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2以上の株式を取得することとなりますが、本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全部を取得できなかった場合、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（略式株式交換を前提とし、対象者における株主総会承認決議を行わない場合で、かつ対価として金銭等を交付する場合がありますが、これらに限られません。）又は他の方法により対象者を完全子会社化することを検討しております（以下「本完全子会社化」といいます。）。ただし、本完全子会社化の手法・対価等は現時点では未定であります。

本完全子会社化が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は、本公開買付けの買付価格を基準として算出され、本公開買付けの買付価格に準ずる価値となる予定ですが、現段階では未定であり、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び両社の業績の変動等の影響により本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。



す。また、本完全子会社化に際して、対象者の株主が法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株あたりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。

本公開買付け、本完全子会社化又は本完全子会社化に際しての買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主各位において税務の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット																					
② 事業内容	インターネット接続事業を中心とするインターネット関連事業																					
③ 設立年月日	平成7年10月26日																					
④ 本店所在地	東京都港区港南二丁目16番1号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 肥田木 誠																					
⑥ 資本金	1,257,550千円（平成19年3月31日現在）																					
⑦ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td>96.19%</td> </tr> <tr> <td>三菱電機株式会社</td> <td>2.70%</td> </tr> <tr> <td>板橋 良吉</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>高倉 義嗣</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>大場 常男</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>日暮 勇</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>ロイヤルコントロールズ株式会社</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>田中 威次</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>渡邊 浩志</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>高木 敏太郎</td> <td>0.01%</td> </tr> </table> <p>(注) 対象者の概要に関する情報は、対象者の第12期有価証券報告書（平成19年6月27日提出）に基づき記載しております。</p>		東京電力株式会社	96.19%	三菱電機株式会社	2.70%	板橋 良吉	0.03%	高倉 義嗣	0.03%	大場 常男	0.02%	日暮 勇	0.01%	ロイヤルコントロールズ株式会社	0.01%	田中 威次	0.01%	渡邊 浩志	0.01%	高木 敏太郎	0.01%
東京電力株式会社	96.19%																					
三菱電機株式会社	2.70%																					
板橋 良吉	0.03%																					
高倉 義嗣	0.03%																					
大場 常男	0.02%																					
日暮 勇	0.01%																					
ロイヤルコントロールズ株式会社	0.01%																					
田中 威次	0.01%																					
渡邊 浩志	0.01%																					
高木 敏太郎	0.01%																					
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、DTIの発行済株式総数の0.00%（1株）を所有しております。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

状況を含む本公開買付け成立の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成19年7月25日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格を117,000円と決定しました。

③算定機関との関係

該当事項はありません。

(5)買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株 券	45,844 株	－ 株
新 株 予 約 権 証 券	－ 株	－ 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	－ 株	－ 株
株 券 等 預 託 証 券	－ 株	－ 株
合 計	45,844 株	－ 株

注1) 応募株券等の総数が買付予定数（45,844株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数（45,844株）以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6)買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における 公開買付者の所有株券等に係る議 決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	45,844個	(買付け等後における株券等所有割合96.58%)
対象者の総株主の 議決権の数	47,468個	

注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（45,844株）に係る議決権の数を記載しております。

注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第12期有価証券報告書（提出日：平成19年6月27日）に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数です。

注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

(7)買付代金 5,363,748千円

注) 買付代金は、買付価格（117,000円）で買付予定数（45,844株）を買付けた場合の見積額を記載しています。

(8)決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

②決済の開始日

平成19年8月31日（金曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長された場合には、平成19年9月14日（金曜日）となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はそ

の常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(45,844株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(45,844株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしチ及びヲないしソ、第2号イ及びロ、第3号イないしト、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人(復代理人にて応募受けをした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後

直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成19年7月27日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、DTIの取締役会は賛同の意を表明しています。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。



(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、確定次第発表いたします。

以 上